

令和6年度にお子様が小中学校へ入学予定の保護者様へ



就学援助制度(入学準備金)のお知らせ

那珂川町教育委員会

那珂川町では、令和6年4月に公立小中学校に入学されるお子様がいるご家庭で、経済的理由により、入学用品等の購入についてお困りの方に対し、入学準備金を支給します。

※これまで、就学援助制度で認定者へ入学後に支給していた「新入学児童生徒学用品費等」を「入学準備金」として入学前に支給するものです。

1. 支給対象者

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

ア. 那珂川町に住所があり、令和6年4月に公立小中学校に入学するお子様の保護者

イ. 就学援助の要件に該当する方

町民税が非課税(世帯全員)／町民税が減免/国民年金掛金が減免／

国民健康保険料が減免／児童扶養手当の受給／

日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込している/

病気・災害等による収入の著しい減少 等

ウ. 生活保護を受給されていない(生活保護の停止または廃止)世帯の方

(生活保護を受けている方は、生活保護から支給されます。)

※入学準備金が支給されてから入学前の3月末日以前に転出されたり、上記の要件を満たさなくなった場合には、返還いただくことになります。

2. 申請方法

申請書は、那珂川町教育委員会学校教育課(那珂川町役場2F)の窓口、またはホームページからもダウンロードできます。

申請書に必要事項を記入し、郵送または学校教育課窓口へ持参してください。

※学校ではお預かりできません。

申請受付後審査を行い、認定の結果は通知でお知らせします。

① 就学援助費(入学準備金)受給申請書(兼同意書)

② 保護者名義の通帳等の写し

(金融機関名、支店名、口座番号、フリガナのわかるページ)

提出書類

【郵送先】

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地

那珂川町教育委員会学校教育課 就学援助担当

3. 申請受付期間

令和 5年 11月 1日(水) ~ 令和 5年 12月 15日(金) 当日消印有効

【午前8時30分から午後5時15分(水曜日は午後6時30分まで)】(土日、祝日除く)

※上記期間中に申請されない場合でも、4月以降就学援助を申請し認定になった方は、入学後に「新入学児童生徒学用品費等」として支給します。

4. 支給内容

支給額 小学校入学予定の児童保護者 54,060 円

中学校入学予定の生徒保護者 63,000 円

※支給額は年度により異なる場合があります。

支給時期 令和 6年 2月下旬予定

支給方法 教育委員会から保護者名義の口座に振り込み

5. 注意事項

・認定審査を受ける方の中に令和5年1月2日以降に町外から転入した方がいる場合には、転入前の市区町村が発行する課税証明書等(令和4年中の所得金額及び、令和5年度の課税状況の分かるもの)が必要となりますのであわせて提出してください。

・入学準備金の支給を受けた場合でも、通常の就学援助制度をご希望の場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。

・通常の就学援助制度は、入学後改めて案内、申請受付、審査を行います。基準となる所得の年度が変わるため、入学準備金の支給を受けた方でも通常の就学援助制度の認定にならない場合がありますので予めご了承ください。

・今回の入学準備金の申請をされない場合、または認定にならなかった場合でも、入学後に就学援助制度を申請し、4月から認定となった場合は、「新入学児童生徒学用品費等」として支給します(支給額は年度により異なる場合があります)。ただし、これらを重複して受け取ることはできません。

・認定の可否については、通知でお知らせします。お電話での問い合わせにはお答えできません。

・すでに就学援助を受けている方でも、入学準備金の申請は別途必要です。

・申請書や審査内容の確認のため、個別に連絡させていただく場合があります。



問合せ先

那珂川町教育委員会学校教育課

就学援助担当

TEL 0287-92-1124

FAX 0287-92-3039